

# いじめ問題対策マニュアル 平成22年度版

## いじめの定義

いじめとは、「子どもが一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」で、「いじめか否かの判断は、いじめられた子どもの立場に立って行うよう徹底させる」としています。(文部科学省)

つまり、「強い・弱い」等の印象や子どもの様子、回数にとらわれ、表面的・形式的に深刻さを判断することのないよう、いじめられた子どもの立場に立って判断することが求められています。

	テーマ	内容・キーワード	頁
1	いじめ問題についての基本認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめは人間として絶対に許されない</li> <li>・ いじめの特徴</li> </ul>	2
2	いじめの未然防止のために	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめを許さない学校・学級づくり</li> <li>・ いじめの未然防止に向けての手だて</li> <li>・ 担任として学級経営を見直すチェックリスト</li> </ul>	3 4
3	いじめの早期発見について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめを発見する手立て</li> <li>・ 学級内の人間関係を客観的にとらえる</li> <li>・ いじめを訴えることの意義と手段の周知</li> <li>・ 保護者や地域からの情報提供</li> </ul>	5
4	いじめの発見から解決まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発見から指導、組織的対応の展開</li> <li>・ 保護者との連携</li> <li>・ 関係機関との連携</li> </ul>	6 7 8
5	いじめ問題への組織対応マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織対応の基本的考え方</li> <li>・ いじめ対策会議の設置</li> <li>・ いじめ対策担当の設置</li> <li>・ いじめの発見、報告体制等のシステム化</li> <li>・ いじめの認知件数についての考え方</li> <li>・ いじめ問題の対応に関する教職員の意識向上</li> <li>・ いじめ対策年間計画(例)</li> </ul>	9 10 11
6	Web上に原因のあるいじめの増加について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携帯電話の利用と現状について</li> <li>・ 実際に起こっている問題のある事例について</li> <li>・ 対応策として考えられること</li> <li>・ 書き込み削除の対応</li> </ul>	12
7	関係資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ問題への取組チェックポイント</li> <li>・ いじめ発見のチェックポイント (学校用・進学進級期用・家庭用)</li> <li>・ 学校における教師の人権感覚チェックリスト</li> <li>・ 参考資料</li> <li>・ いじめ電話相談</li> </ul>	13 14 15 16 17 18

# 1 いじめ問題についての基本認識

## ■ いじめは人間として絶対に許されない

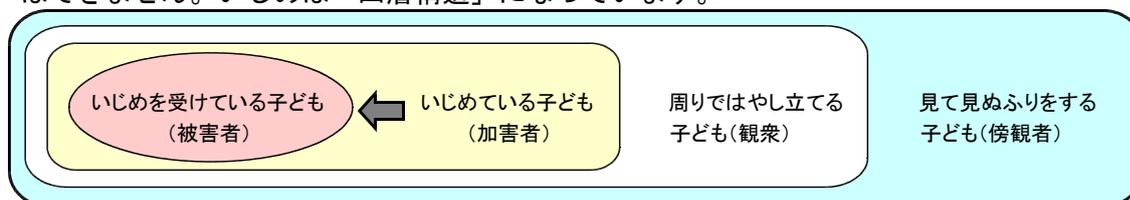
- 「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめられている子どもを必ず守り通す」ということ。
- いじめは重大な人権侵害であるとともに、暴力をふるう、金品を盗む、金品をたかる、誹謗中傷などは犯罪行為であるということ。

## ■ いじめの特徴

ーいじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるものですー

### ○いじめの構造

いじめは、単にいじめを受けている子どもといじめている子どもとの関係だけでとらえることはできません。いじめは「四層構造」になっています。



観衆や傍観者の立場にいる子どもも、結果としていじめを助長していることとなります。また、いじめられている子どもといじめている子どもとの関係は、立場が逆転する場合があります。傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことが大切です。

### ○いじめの様態

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
- ・その他

### ○いじめられている子どもの気持ち

- ・自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、（告げ口したとして）さらにいじめられるのではないか等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多くなります。
- ・屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがあります。
- ・「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがあります。
- ・ストレスや欲求不満の解消をほかの子どもに向けることがあります。

### ○いじめている子どもの気持ち

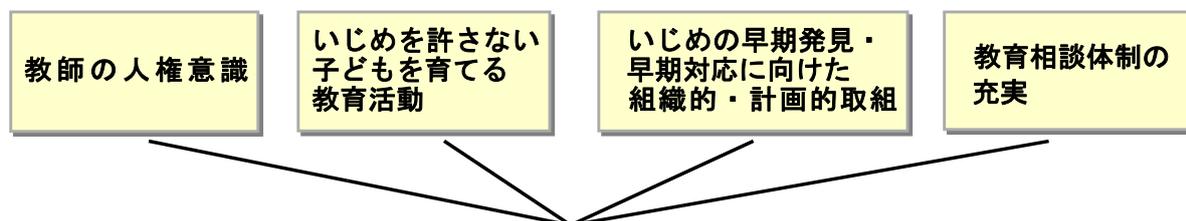
- ・いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行います。
- ・自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わる場合があります。
- ・いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えている場合があります。

### ○いじめの原因

- ・学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、子どものストレスのはけ口的手段としていじめが発生します。
- ・相手の人権の配慮に欠け、差異（個性）を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生します。

## 2 いじめの未然防止のために

### ■ いじめを許さない学校・学級づくり



#### 未然防止の取組の重要性 —いじめを許さない子どもを育てる—

- ・学校生活の中では、子ども同士のトラブルは、ある意味、日常的なものと言えます。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことないように、未然防止を図ることが何よりも重要です。
- ・「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方への転換が求められるようになってきています。そこには、すべての児童生徒を対象に、健全な社会性をはぐくみ、当たり前のことを当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の活動であるという考え方があります。
- ・いじめが起きないように努力すること、起きた後の対応ばかりに力を注ぐのではなく、起きにくくするために力を尽くすという考え、つまり、本当に求められる対応というのは、被害者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止策が求められています。

### ■ いじめの未然防止に向けての手だて

#### 学級経営を充実させる

- ・子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作ります。
  - ・子どもの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめます。
  - ・正しい言葉遣いのできる集団を育てます。←いじめの大半は言葉によるものです。「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要です。
  - ・学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行います（特に年度始め）。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底することも重要です。
  - ・児童生徒の実態を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等（客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度）の活用により把握します。
  - ・担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見直しをもってすすめることが重要です。  
【参考:「担任として学級経営を見直すチェックリスト」(P4)・「学校における教師の人権感覚チェックリスト(P17)】
- ▲担任と子どもたちが、いわゆる「なれない」になっている学級は、いじめが発生しやすい傾向があるとの研究結果もあります。

#### ○ 授業中における生徒指導の充実

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめます。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障します。

#### ○ 道徳

- ・いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。
- ・思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努めます。

## ○ 学級活動

- ・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合います。
- ・話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図ります。
- ・発達段階に応じて、いじめの心理について学習します。
- ・学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用し、学習します。
- ・人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を活用し、学習します。

## ○ 学校行事

- ・子どもたちが挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施します。

## ○ 児童会活動及び生徒会活動

- ・子どもが、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、児童会や生徒会活動をすすめます。

（実践例）・児童会による「思いやりの心宣言」

・生徒会による「いじめ防止アピール」やピア・サポート活動の展開

### 担任として学級経営を見直すチェックリスト

直接いじめの加害者・被害者になっていない子どもたちでも、いじめが起きやすい雰囲気のある学級集団の中になると心が乱れてきます。反対に、学級の環境を整備することで、子どもたちの心が豊かになり、温かい人間関係を築くことが可能になります。ここでは、学級担任として、日々の学級経営を見直す際のチェックポイントを示します。

#### 【教師の言動】

- 子どもの言い分に耳を傾けている。
- 子どものよさを見つけようとしている。
- 人に迷惑をかける行動には、毅然とした態度で対応している。
- えこひいきや差別をせずに子どもに接している。
- やたらと競争意識をあおったり、個人の責任を集団に押しついたりすることがない。
- 個人のプライバシーを守っている。
- 一日に一回は会話をするなど、どの子どもともかかわり合いをもっている。
- 教師自身が児童生徒を傷つけたり、いじめを助長するような言動をしない。

#### 【授業時間・学級活動】

- わかりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。
- どの子どもの発言にも、全員が耳を傾けている。
- 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができています。
- 朝の会、帰りの会が内容豊かで、生き生きと運営されている。
- リーダーに協力する支援体制ができています。
- 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。

#### 【日々の生活】

- 誤りを認め、許し合えるムードがある。
- 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。
- 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。
- 給食時に和やかな雰囲気があり、清掃や係活動等で公平に仕事がされている。

#### 【教員同士の連携・保護者との連携】

- 学年会や他の会議で、子どもの様子を情報交換できる場が確保されている。
- 日頃から職員室に、子どもや学級の様子を気楽に話題にできるムードがある。
- 学年だよりや学級だよりなどで、学年・学級の取組の様子が保護者に理解されている。
- 日頃から、個々の子ども様子を保護者と連絡し合えるシステムが確立されている。
- いじめ等の問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。

※子どもたちは、学校のすべての場で学んでいます。学校全体の方針のもと、学年等で情報交換を密にし、教職員同士が互いに高まり合いながら学級経営を見直していく必要があります。  
また、学級をチェックする時期やチェックしたことの生かし方を考える等、見直しを持つことも大切です。

## 3 いじめの早期発見について

### いじめを発見する手だて

#### ○教師と子どもとの日常の交流をとおした発見

- ・生活ノートやチャンス相談、休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配ります。

#### ○複数の教員の目による発見

- ・多くの教師が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより、発見の機会を多くします。
- ・教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、子どものトイレを利用したりすることも、気になる場面の発見につながります。
- ・休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を計画的に行うことも、発見を容易にします。

#### ○アンケート調査

- ・いじめも含めた「悩みごとアンケート」等の調査を学校全体で計画的に取り組むことが必要です。
- ・アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得ることも有効です。
- ・学年始めや長期休暇明けなど、子どもの人間関係に変化が訪れる時期や、学年末でクラス替えなどに不安を感じる頃に実施することも有効です。

【参考:「いじめ発見のチェックポイント」(学校用:P13)(進学・進級期用:P15)】

【参考:「いじめの実態把握及びいじめの問題への取組の徹底について」群馬県教育委員会 平成22年11月11日通知 義教第152-29号】

#### ○教育相談をとおした把握

- ・学校全体として定期的な面談の実施や、子どもが希望をする時には面談ができる体制を整えておくことが必要です。
- ・面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得ます。

#### ○児童会や生徒会が主体となった取組

- ・児童会や生徒会活動により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような自発的、自治的な活動に取り組めるよう支援します。

### ■ 学級内の人間関係を客観的にとらえる

- 学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもあります。担任の思い込みを避けるためには、教師の間の情報交換や各種調査による点検も必要です。

【参考:「学級集団分析尺度Q-U」や「学級の雰囲気と自己肯定感を把握する質問紙」(C&S質問紙)→総合教育センターWebページ】

### ■ いじめを訴えることの意義と手段の周知

- いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導しましょう。
- 学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知します。

(例)

- ・担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを周知します。
- ・悩み相談箱を設置します(ただし管理を徹底する)。
- ・生徒指導担当やスクールカウンセラー、相談員等への相談の申し込み方法を周知します。
- ・学校の電話番号や代表アドレスを周知し、様々な方法で相談できることを周知します。

- 関係機関(いじめ対策室・市町村や警察の相談機関等)へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知します。

- ・関係機関の連絡先を配布物やポスター等で繰り返し周知します。
- ・相談カード等を所持しているかを確認します。

- 匿名による訴えへの対応

- ・匿名で訴えたい気持ちに理解を示すとともに、早期に確実にいじめを解決するためには氏名等の情報を得る必要があることを伝え、相談機関は秘密を厳守して、意向に添った対応をしてくれることを周知します。

### ■ 保護者や地域からの情報提供

- 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾けましょう。

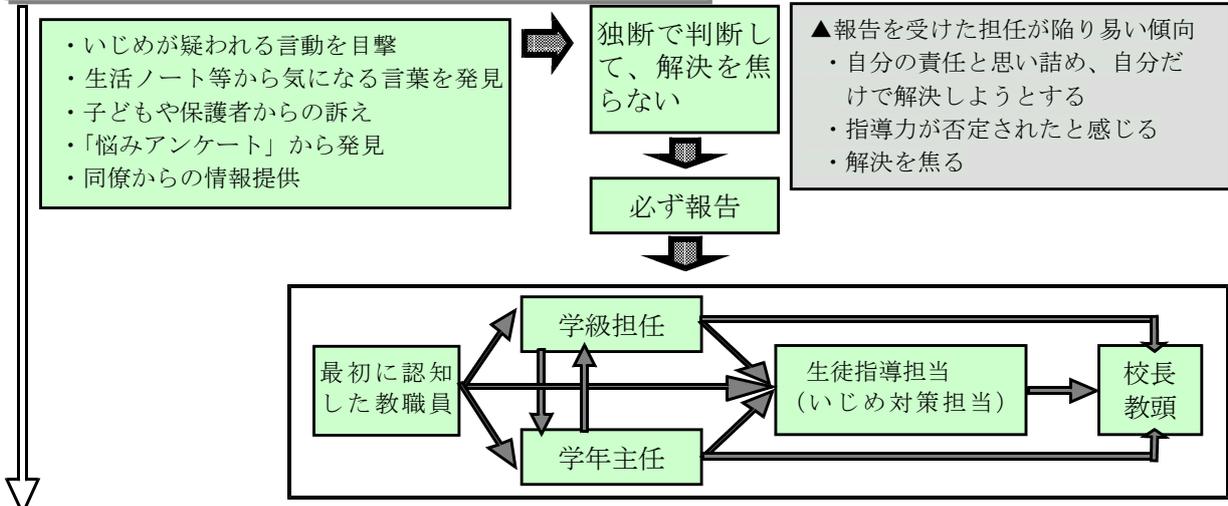
- 保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておきましょう。

【参考:「いじめ発見のチェックポイント」(家庭用)(P16)】

## 4 いじめの発見から解決まで

### ■ 発見から指導、組織的対応の展開

#### 1. いじめの情報(気になる情報)のキャッチ



#### 2. 対応チームの編成

校長（教頭）、生徒指導主事（主任）、学年主任、担任、当該学年教員、養護教諭、スクールカウンセラー、部活動顧問等  
\* 事案に応じて、柔軟に編成する。

#### 3. 対応方針の決定・役割分担

- (1) 情報の整理
  - ・ いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴
- (2) 対応方針
  - ・ 緊急度の確認 「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
  - ・ 事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
- (3) 役割分担
  - ・ 被害者からの事情聴取と支援担当
  - ・ 加害者からの事情聴取と指導担当
  - ・ 周囲の児童生徒と全体への指導担当
  - ・ 保護者への対応担当・関係機関への対応担当

#### 4. 事実の究明と支援・指導

- (1) 事実の究明
  - いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。

聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

----- <事情聴取の際の留意事項> -----

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- 聴取を終えた後は、当該児童生徒を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

----- <事情聴取の段階ではしてはならないこと> -----

- ▲いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- ▲注意、叱責、説教だけで終わること。
- ▲双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ▲ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。



## 5. いじめの被害者、加害者、周囲の児童生徒への指導

### (1) 被害者（いじめられた子ども）への対応

#### 【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
- 子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

#### 【事実の確認】

- 担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

#### 【支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の子どもの今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教える。
- ▲「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

#### 【経過観察】

- 生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

### (2) 加害者（いじめた子ども）への対応

#### 【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

#### 【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

#### 【指導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

#### 【経過観察等】

- 生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

### (3) 観衆、傍観者への対応

#### 【基本的な指導】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が児童生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

#### 【事実確認】

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

#### 【指導】

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

#### 【経過観察等】

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

## ■ 保護者との連携

### (1) いじめられている子どもの保護者との連携

- ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・ 学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
- ・ いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

#### \* 保護者の不信をかう対応

- ▲ 保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。  
→ 事実を調べ、いじめがあれば子どもを必ず守る旨を伝える。
- ▲ 「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
- ▲ 電話で簡単に対応する。

### (2) いじめている子どもの保護者との連携

- ・ 事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
- ・ 相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・ 指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・ 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・ 事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。

#### \* 保護者の不信をかう対応

- ▲ 保護者を非難する。
- ▲ これまでの子育てについて批判する。

### (3) 保護者との日常的な連携

- ・ 年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

## ■ 関係機関との連携

- ・ 深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠である。
- ・ 日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携プレーを容易にする。

連携を必要とする状況	関係機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめの発見状況を報告する。</li> <li>・ 対応方針について相談したい。</li> </ul>	市町村教育委員会 県教育委員会・教育事務所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導方針や解決方法について相談したい。</li> <li>・ 子どもや保護者への対応方法を相談したい。</li> </ul>	いじめ対策室
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している。</li> </ul>	児童相談所、警察
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめられた子どもが外傷や心的外傷を負っている。</li> </ul>	医療機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめられた子ども、いじめた子どもの心のケアが必要である。</li> </ul>	児童相談所



## ■ いじめの発見、報告体制等のシステム化

システム化しておくべきこと

- (1) いじめを発見した時の報告体制
- (2) いじめ発見のための実態調査の方法（アンケートや教育相談等の実施時期及び内容）
- (3) いじめの指導記録の共通化
  - ・情報の見える化→情報の共有化→問題への意識化→解決に向けた協働体制
  - ・いじめ問題を確実な引き継ぎ→いじめの再発防止→子どもを守る
  - ・記録から見える課題の把握→いじめの発生しやすい時期、集団、人間関係、きっかけ、場所等

(様式例)		いじめ指導記録カード				取扱注意
被害児童生徒	学年	組	氏名		性別	
担任氏名			支援チーム			
いじめの状況	※いじめの態様 ※加害者の状況 ※周囲の子どもたちの状況 ※保護者の状況 ※いじめの発端 ※いじめが発見されたきっかけ					
報告状況	※第一報を、いつ、誰が、誰に、どのような内容の報告を行ったか。					
対応状況						
月日	被害者への対応内容			加害者への対応内容		
	※被害者の状況、対応内容、保護者への対応、今後の方針等を簡潔に記す ※聴取した内容等は別紙に記載し添付する			※加害者の状況、対応内容、保護者への対応、今後の方針等を簡潔に記す ※聴取した内容等は別紙に記載し添付する		

## ■ いじめの認知件数についての考え方

- ・いじめの認知は、いじめの解消に向けた第一歩です。
- ・認知件数が多いことは悪いことではなく、いじめ問題に対する意識の高さの表れと考えられます。
- ・認知件数が多い、少ないにかかわらず、認知した事案を、どれだけ、どのように解決したかが大切です。

## ■ いじめ問題の対応に関する教職員の意識向上

職員会議や校内研修等で、いじめ問題への対応について、見識と共通理解を深めておくことが必要です。

- (1) いじめ問題に対応するための共通理解
  - ・いじめの態様に関する認識 ← 事態を軽視する見方があるといじめが蔓延します。
  - ・いじめの報告方法、指導方法に関する共通認識を図ります。
- (2) いじめ問題の対応に必要な教師の姿勢
  - ・人権意識を研ぎ澄ますことが大切です。
  - ・いじめ問題には必ず組織で対応します。
  - ・いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないとの認識に立って、子どもや保護者からの通報、他の教職員からの情報に真摯に対応します。
  - ・自分が担当する学級、授業、部活動等を常にオープンにして、多くの教師や保護者等の目に触れるようにしておきます。
- (3) いじめと犯罪の関係についての認識
 

いじめは、当事者間の状況によっては司法機関と連携し、犯罪として対応する必要がある場合があります。

  - ・暴行罪（刑法第208条）
  - ・傷害罪（同第204条）
  - ・脅迫罪（同第222条）
  - ・恐喝罪（同第249条）
  - ・侮辱罪（同第231条）
  - ・名誉毀損罪（同第230条）

(4) 安全配慮義務

学校がとるべきいじめに関する安全配慮義務には以下のようなものが考えられます。

- ・学校の一般的注意義務
  - ・いじめの本質を理解する義務
  - ・児童生徒の動静把握義務
  - ・いじめ全容解明義務
  - ・いじめ防止措置義務
  - ・保護者に対する報告、協議義務
- (日本弁護士連合会「いじめ問題ハンドブック」こうち書房 1995年より)

【参考：安全配慮義務違反が争われた事案】

- ・自殺の原因がいじめであるとして安全配慮義務違反が争われた事案  
(東京高裁平成14年1月31判決、確定)
- ・いじめにより登校拒否に至ったとして安全配慮義務違反が争われた事案  
(東京地裁八王子支部平成3年9月26日判決、確定)

■ いじめ対策年間計画(例) □：教職員間の活動 ○：児童生徒、保護者の活動		
	いじめ対策年間計画(例) (小・中学校)	ポイント
4月	<input type="checkbox"/> 学校間、学年間の情報交換 指導記録の引き継ぎ <input type="checkbox"/> いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策会議編成 【職員会議】 <input type="checkbox"/> いじめ撲滅宣言(教師の決意を表明します) 【始業式等】 <input type="checkbox"/> 学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり 【学級活動】 <input type="checkbox"/> 保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 【保護者会】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぎます。</li> <li>・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示します。</li> </ul>
5月	<input type="checkbox"/> 教育相談の実施 <input type="checkbox"/> 行事(臨海学校・高原学校等)をとおした人間関係づくり <input type="checkbox"/> 校内研修「いじめの早期発見と指導の在り方」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の班編成の場面に留意が必要です。</li> </ul>
6月	<input type="checkbox"/> 「悩みごとアンケート」(いじめも含む)の実施と分析 <input type="checkbox"/> 「Q-U」やC&S質問紙等の活用 <input type="checkbox"/> 話し合い活動「学級の諸問題」 【学級活動】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月は児童生徒の人間関係に変化が表れやすい時期です。</li> </ul>
7月	<input type="checkbox"/> 学校評価の実施 → 児童生徒・保護者の意見を聞く	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策を点検します。</li> </ul>
8月	<input type="checkbox"/> 教育相談に係る研修講座への参加 <input type="checkbox"/> ピア・サポート等の開発的教育相談の研修(教師・児童生徒)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談技術の向上を図ります。</li> </ul>
9月	<input type="checkbox"/> 夏休み明けの教育相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の変化を確認します。</li> </ul>
10月	<input type="checkbox"/> ピア・サポート等の開発的教育相談の実施 【児童・生徒会活動】 <input type="checkbox"/> 行事(運動会・合唱コンクール等)をとおした人間関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒主体の活動を保障し、意欲を高め、自覚を促す支援を心がけます。</li> </ul>
11月	<input type="checkbox"/> 「悩みごとアンケート」(いじめも含む)の実施と分析 <input type="checkbox"/> 「Q-U」やC&S質問紙等の活用 <input type="checkbox"/> 話し合い活動「学級の諸問題」 【学級活動】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11月は児童生徒の人間関係に変化が表れやすい時期です。</li> </ul>
12月	<input type="checkbox"/> 人権週間(人権意識啓発活動) <input type="checkbox"/> 学校評価の実施 → 児童生徒・保護者の意見を聞く	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権感覚を高めます。</li> <li>・いじめ対策を点検します。</li> </ul>
1月	<input type="checkbox"/> 冬休み明けの教育相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の変化を確認します。</li> </ul>
2月	<input type="checkbox"/> 「悩みごとアンケート」(いじめも含む)の実施と分析 <input type="checkbox"/> 話し合い活動「学級の諸問題」 【学級活動】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラス替えによる人間関係に不安を持ち始める時期です。</li> </ul>
3月	<input type="checkbox"/> 記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成 <input type="checkbox"/> 小中の情報連携のための連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに関する情報を確実に引き継ぐための準備です。</li> </ul>

## 6 Web上に原因のあるいじめの増加について

インターネット（携帯インターネット）が子どもたちへ急速に普及したことで、ネット上にある様々な問題のあるサービスを利用することが可能となり、いじめにつながる場合があります。

### ■ 携帯電話の利用と現状について

子どもたちの携帯電話の所持率と利用状況

・携帯電話所持率

小学5年生 平成21年度 21.3%（20年度 29.0% 19年度 33.9%）

中学2年生 平成21年度 55.9%（20年度 51.0% 19年度 63.1%）

（H22.10「平成21年度児童生徒の携帯インターネット実態調査」）

・携帯インターネットの利用により、保護者や教職員が知らないうちに、子どもが直接、実際の社会へ接続しています。

・ブログ、プロフ、ゲームサイト等により、子どもが何の保護もないままに社会と向き合って情報を受信・発信しています。

大人の認識と、ネット上のサイトの状況

・多くの保護者や教職員が、子どもたちのインターネット利用の現状とその実態を把握できていません。

・ネット上に、子どもをターゲットとしたサイトが増加しています。その中には、子どもの間のいじめなどのトラブルの原因となりうる、サイト（電子掲示板）が存在しています。

### ■ 実際に起こっている問題のある事例について

○インターネット（携帯インターネット）が原因となり発生したいじめの事例

・学校裏サイト（ネット上の掲示板）上での何気ない書き込みがきっかけとなったいじめ。

・プロフ、ブログによる子ども自身が発信した情報がきっかけとなったいじめ。

○インターネット（携帯インターネット）によるいじめの事例

・いじめられている子どもへの誹謗中傷をインターネット上に書き込む。

・いじめられている子どもの家族や関係者の悪い噂をインターネット上に書き込む。

・いじめられている子どもの顔写真や個人情報などを書き込む。

・多数の同級生がメールで悪口などを送信する。

### ■ 対応策として考えられること

○危機管理の一環として、学校や大人が学校裏サイト等の存在を知ること

・親や先生が知っている、見ていることを知らせることだけでも抑止力があります。ただし、児童生徒の変容を図るような指導を丁寧に行わないと、別の隠れたサイトに逃げたり、いじめが陰湿化したりしてしまう場合があります。

・情報モラル、情報セキュリティの指導に加えて、リスク管理の指導を行う必要があります。

\*リスク管理とは、児童生徒がインターネット上で行った行為により、どんな危険が子どもたちに及ぶかに気付かせ、危機意識を高めることで、自発的に自分の行動を変え、児童生徒自身のリスクを減少させていくことです。

○保護者への啓発活動

・保護者に携帯電話の危険性やその使われ方について知らせることにより、家庭と学校で協力して子どもを見守っていきます。携帯電話のフィルタリング機能をかけることを促進します。

○インターネット上の問題点等の研修

○警察等関係機関への相談

・深刻な誹謗中傷等が発生した場合、該当のページを保存・印刷し、それを持って警察等に相談します。

### ■ 書き込み削除の対応

1 証拠を保存する（日時・内容・サイト名・URL等を保存する）。

2 掲示板管理者へ削除を依頼する。

・乱暴な書き方をするとお互いにエスカレートする場合がありますので、丁寧な対応を心がける。

3 掲示板を運営する会社に連絡する。

・書き込みが続く場合は運営会社にお問い合わせ、削除を要請する。

・多くの掲示板サイトには運営会社への問い合わせ先が記載されている。

4 相談機関に相談する。

・悪質な書き込みの場合は、最寄りの警察署や県警生活環境課に相談する。

## 7 関係資料

### ■ いじめ問題への取組チェックポイント

学校の指導体制において具体的に点検すべき項目を、指導体制、教育相談、教育活動、家庭、地域社会との連携の観点から示します。

#### 指導体制

学校組織においては、学校長のリーダーシップの下に、全教職員が一致協力して取り組む指導体制を確立する必要があります。

#### 指導体制

- 学校長を中心に、全職員がいじめ問題の解決に向けて一致協力して対応しているか。
- いじめについての研修会を開き、職員間の共通理解を図っているか。
- 教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の育成に努めているか。
- 児童生徒が出すサインを見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。
- いじめについての訴えがあった時、問題を軽視することなく的確に対応しているか。特に、「日頃から問題行動がない」、「学習成績がよい」等の理由から、対応が不十分になっていないか。

#### 教育相談

- 児童生徒の悩みや要望を受け止めることのできる相談体制が機能しているか。
- 保健室や相談室の機能を十分に生かし、養護教諭や相談員等が得た情報を効果的に活用しているか。（秘密の保持）
- 教育相談体制が保護者にも十分応えられるようになっているか。
- 児童生徒の悩みが解消されるまで、継続的な事後指導を行っているか。
- 必要に応じて、専門機関との連携を図っているか。
- 学校に配置されているスクールカウンセラーや相談員等が十分機能し、活用されているか。

#### 教育活動

- 全職員がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設けているか。
- 道徳や学活、ホームルームの時間等にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行っているか。
- 児童会・生徒会活動等において、いじめの問題との関わりで適切な指導や支援を行っているか。
- 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動を積極的に推進しているか。

#### 家庭・地域との連携

- P T A や地域の関係団体とともに、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの根絶に向けた地域ネットワークづくりに努めているか。
- 家庭に対して、いじめの問題についての啓発を行うとともに、家庭訪問や学校通信等を通じて家庭との緊密な連携を図っているか。
- 家庭に対して、生徒指導の基本方針や問題行動への対処、関係機関との連携等について伝えているか。
- 必要に応じて、児童相談所、警察等の地域関係機関との連携協力を行っているか。

## ■ いじめ発見のチェックポイント(学校用)

いじめへの対応で大切なことは、いじめの兆候に早く気づき、早期に対応を図ることです。学校で注意しておきたい「いじめのサイン」としては、次のようなものがあげられます。

### 学 校

教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発する小さなサイン(言葉や表情、しぐさ)を見逃さずに、早期に対応することが大切です。

#### 朝の会

- 遅刻・欠席が増える。
- 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- 表情がさえず、うつむきがちになる。
- 出席確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。

#### 授業開始時

- 忘れ物が多くなる。
- 用具・机・椅子等が散乱している。
- 周囲が何となくざわついている。
- 一人だけ遅れて教室に入る。
- 席を替えられている。

#### 授業中

- 頭痛・腹痛を頻繁に訴える。
- 保健室によく行くようになる。
- グループ分けで孤立しがちである。
- 正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
- テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。

#### 休み時間

- 教室や図書室で一人でいる。
- 今まで一緒だったグループからはずれている。
- 訳もなく階段や廊下を歩いたり、用もないのに職員室に来たりする。
- 友だちと一緒にでも表情が暗い。オドオドした様子で友だちについていく。
- 理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れていたたりする。

#### 給食時

- 机を寄せて席を作ろうとしない。
- その子どもが配膳すると嫌がられる。
- 食べ物にいたずらされる。(盛りつけをしない。わざと多く盛りつける)
- 食欲がない。
- 笑顔が無く、黙って食べている。

#### 清掃時

- その子どもの机や椅子だけが運ばれず、放置されている。
- その子どもの机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。
- 他の子どもと一人離れて清掃している。
- 皆の嫌がる分担をいつもしている。
- 目の前にゴミを捨てられる。

#### 放課後

- 下校が早い。あるいはいつまでも学校に残っている。
- 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。
- みんなの持ち物を持たされている。
- 通常の通学路を通らずに帰宅する。
- 靴や鞆、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。

#### その他

- 教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。
- 叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいを出される。
- 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
- 教師と視線を合わさない。話す時に不安そうな表情をする。
- 宿題や集金などの提出が遅れる。
- 刃物など、危険な物を所持する。

## ■ いじめ発見のチェックポイント(進学進級期用)

進学や進級の時期は、入学や進級、部活動への入部など生活の基盤となる環境が変化し新しい仲間ができる反面、人間関係の摩擦やグループ間の対立が生じやすい時とも考えられます。特に4月当初は所属する学級が新しくなって、集団内の互いの力関係や人間関係に変化が起きる可能性がある時期です。このような時期にも学級や子どもの様子を観察することが一層望まれます。

学級内の子どもたちの人間関係は、それぞれ独自のものがあります。それらの特徴を見極め、理解しておくことが大切です。

### 〈表情・日常の行動の様子〉

- 元気がない、顔色が悪い、食欲不振等の状態が続いている。
- 何かにおびえたり、人目を気にしたりしている様子が見られる。
- 話しかけても避けたり、急によそよそしい素振りを見せたりする。
- 教師に何か話したそうだが、話せないでいるような様子が見られる。
- 理由のはっきりしない遅刻・早退・欠席が増える。
- 席替えで特定の子を避けたりしている様子が見られる。
- 班編制で特定の子が避けられたり、なかなか班が決まらなかつたりしている。
- 保健室や相談室、職員室に行きたがる。
- 人目のつかない所（トイレや階段の上がり口等）にすることが多い。

### 〈身の回りのものの変化〉

- 机や椅子、ノート、かばん、ロッカー等へのいたずら書きをされる。
- 机や椅子、持ち物等が壊される。
- もの隠しや靴かくしがあつたり、持ち物がよけられたりする。

### 〈休み時間や給食時の様子〉

- 衣服や持ち物に汚れや靴の跡などが見られる。
- 一人ぼっちでいたり、いつも友だちの後ろについていたりしている。
- 一人だけ遅れて教室に入ってくる。
- 衣服の破れや、不自然な擦り傷、打ち身などが見られる。

### 〈学習面〉

- 発表するとヤジられたり、正しいことを言っても支持されない。
- 急に忘れ物が増える。
- 授業中うつむいていることが多くなつたり、発言が減つたりしている。
- 突然大きな声を出したり、奇抜なことを言つたりする様子が見られる。

## ■ いじめ発見のチェックポイント(家庭用)

いじめへの対応で大切なことは、いじめの兆候に早く気づき、早期に対応を図ることです。家庭で注意しておきたい「いじめのサイン」としては、次のようなものがあげられます。

### 家 庭

保護者から、子どもの家庭の様子について以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要があります。

- 衣服の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。裸になるのを嫌がる。(殴られた傷跡やあざなどを見られるのを避けるため)
- 買い与えたものが紛失したり、壊されたり、落書きされたりしている。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 食欲が無くなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言ったり、うなされたりすることが多くなる。
- 表情が暗くなり、言葉数が減る。
- いらいらして反抗的になったり、急に口数が少なくなって元気がなくなったりする。
- 部屋に閉じこもりがちになり、ため息をついたり、考え事をしたりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟に反抗したり、ペットをいじめたり、物に八つ当たりする。
- 親から視線をそらしたり、家族から話しかけられることを嫌がったりする。
- 刃物など、危険な物を隠し持つようになる。
- 登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気などを身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 学校を早退したり、用事もないのに帰宅時間が早くなったり遅くなったりする。
- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言ったりする。
- 親しい友人が来なくなり、見かけない者がよく訪ねて来る。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙・メールがくる。友人からの電話で急な外出が増える。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
- 投げやりで集中力が無くなる。ささいなことでも決断できない。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 急に学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
- 急激に成績が下がる。

## ■ 学校における教師の人権感覚チェックリスト

### 人権感覚チェックリスト

#### ～見直してみましょう あなたの人権感覚～

朝の会（SHR）	授 業
1. 欠席や遅刻を早めに把握し、対処していますか。 2. 遅刻した児童生徒や前日に欠席・早退した児童生徒に言葉かけをしていますか。	1. 授業の開始、終了時刻を守っていますか。 2. 空席の児童生徒の確認をしていますか。 3. 誰もが設備・器具等を公平に使えるよう配慮していますか。 4. 教師の期待とずれた児童生徒の答えの発信を尊重しようとしていますか。また、「どうしてこんなことができないのか」などと自尊心を傷つけるような言い方をしていませんか。 5. 児童生徒の失敗があった時、失敗に笑う者がいたら黙認せず、注意していますか。
交友関係	児童生徒に接する時
1. 児童生徒の交友関係を把握していますか。 2. 仲間はずれや嫌がらせ、暴力などを把握し、すぐに対処していますか。	1. 一人一人の顔を見て、名前に敬称を付けて呼んでいますか。 2. 児童生徒同志の相手を罵倒する言葉や暴言、あだ名を見過ごし、黙認していませんか。 3. 児童生徒の話を親身に聞いていますか。 4. 児童生徒を指導する際、人格を否定するような注意をしていませんか。 5. 失敗が多い児童生徒を先入観で悪く評価してしまうことはありませんか。 6. 兄弟姉妹と比べて、ほめたりけなしたりしていませんか。 7. 児童生徒の欠点を見つけようとせず、よさに目を向けるように努力していますか。 8. 失敗した児童生徒のことを、他の学級で例として話してはいませんか。 9. 「がんばれ」ではなく「がんばっているね」などと児童生徒の努力を認める言葉かけに心がけていますか。
給 食	そ の 他
1. 「いただきます」「ごちそうさま」など食材になった動植物のいのちや調理した人への感謝の言葉をしっかりと言わせていますか。 2. 配膳や片づけ等でいやな思いをする児童生徒がいないように気を配っていますか。	1. 文書や懇談会などで使う言葉について配慮していますか。 2. 個人情報の管理はしっかりできていますか。
清 掃	
1. 清掃時間が始まったら素早く担当場所へ行き、一緒に清掃を行っていますか。 2. いつも楽な仕事ばかりしている児童生徒や、大変な仕事を押しつけられている児童生徒がいないように気を配っていますか。 3. 教室や廊下の黒板や掲示物に落書きはないか気をつけていますか。	
帰りの会（SHR）・放課後・部活動	
1. 明日の意欲につながるような言葉かけをしていますか。 2. 部活動で、行き過ぎた上下関係はないか気をつけていますか。 3. 部活動で失敗した生徒を指導する際、生徒の人格を否定するような叱り方や自信を失わせるような叱り方をしていませんか。	

## ■ 参考資料

- 「いじめの問題に関する取組事例集」  
文部科学省・国立教育政策研究所生徒指導研究センター 平成19年2月
- 生徒指導支援資料 「いじめを理解する」  
国立教育政策研究所生徒指導研究センター 平成21年7月
- 生徒指導支援資料2 「いじめを予防する」  
国立教育政策研究所生徒指導研究センター 平成22年6月
- 「いじめを発見し、適切に対応できる体制づくり」－ぬくもりのある学校・地域社会をめざして－  
子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ（第1次）
- 「いじめ問題に取り組むために」（「いじめ発見のチェックポイント」等を掲載）  
群馬県総合教育センター Web ページ <http://www.center.gsn.ed.jp>
- 「学級の雰囲気と自己肯定感を把握する質問紙」（C&S質問紙）  
群馬県総合教育センター Web ページ <http://www.center.gsn.ed.jp>
- 社会性を育てるプログラム  
構成的エンカウンター、ソーシャルスキルプログラム等についてのお問い合わせは、  
群馬県総合教育センター生徒指導相談係へ

## ■ いじめ電話相談

いじめ対策室	0120-889756	はやくなごむ フリーダイヤル
全国統一いじめ相談ダイヤル	0570-078310	ゼロなやみ言おう 有料 →いじめ対策室に転送されます。
子ども教育支援センター	0270-26-9200	(県総合教育センター)
県教委義務教育課	027-226-4619	(群馬県教育委員会事務局内)
県警少年育成センター	027-254-3741	(群馬県警少年課付置機関)
県警安全相談室	027-224-8080	
こどもホットライン24	0120-783-884	なやみ は、やーよ (群馬県中央児童相談所)
よい子のダイヤル	027-224-4152	(群馬県生涯学習センター)
群馬県こころの健康センター	027-263-1156	
心理教育相談室	027-220-7300	(群馬大学附属学校教育臨床総合センター)
子どもの人権110番	0570-070-110	(前橋地方法務局人権擁護課)